

【25 秋募集】特記事項：ロシア・イスラエルのプログラム

1. 対象プログラム

ロシア・イスラエル（以降『当該国』と記す）に所在する大学への派遣プログラム
（以降『当該プログラム』と記す）

2. 当該プログラムの 25 秋募集運用方針

25 秋募集における当該国への派遣留学プログラムの運用は、次項に示す背景により、次の通りとする。

- 学内選考は通常通り実施する。
- 決定した候補者には、渡航のために一定の条件を付することとする。
- 渡航可否の判断は、4. 1) に示す判断基準日までに確定することとする。また渡航中止となった場合であっても、他プログラムへの振替等を行わない。

3. 当該国を取り巻く背景

- 昨今の情勢を踏まえると、危機管理の観点から、当該国への渡航留学には少なからずリスクを孕んでいると言わざるを得ず、身の安全を第一に考えると、当該国への渡航留学には、相応の危機管理能力が求められる。
- 実際の留学開始までは約 1 年もの期間があり、状況が悪化する可能性も否定できないため、募集時点では当該プログラムの実施を確約することができない。

4. 早稲田大学の派遣留学に対する方針

- 1) 判断基準日（2026/6/2）時点で以下のいずれかに該当する場合は、渡航留学を中止とする。

- ① 外務省の海外危険情報レベル 3 「渡航は止めてください(渡航中止勧告)」以上の状況が継続している場合
- ② 現地大学担当者との連絡が困難な状況が継続している場合
- ③ その他、渡航留学が困難だと判断される状況が継続している場合

- 2) 渡航中止となった場合はプログラム自体を中止する（実施形態の変更や、他プログラムへの振替等には一切応じられない）。

以 上